

監査請求人 様

南房総市監査委員 福 原 孝 雄

南房総市監査委員 川 崎 慎 一

南房総市職員措置請求について（通知）

令和6年3月26日に提出された「南房総市職員措置請求書」に係る住民監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、これを却下することが相当であると合議により決定したので、通知します。

記

第1 請求の内容

本件請求の内容は、次のとおりである。

なお、内容については、南房総市職員措置請求書記載の請求の要旨は原文のまま記載し、別紙事実証明書の内容は、省略する。

1 請求の要旨

- (1) 請求の対象者は南房総市長である。
- (2) 令和5年第4回南房総市定例会において、令和5年度一般会計補正予算(第8号)が賛成多数で可決されたが、その中には旧忽戸小学校(以下「本件小学校」とする)の解体費用が計上されており、本件小学校の解体手続きが令和6年4月より進められる予定となっている。

しかしながら、以下に述べるとおり、本件小学校を解体する必要性はまったく認められず、従って令和5年度の補正予算として計上されている本件小学校の解

体工事費 2 億 1, 2 9 4 万 9 千円の支出が「不当な財政上の支出」に当たるとは明らかである。

- (3) 「旧忽戸小学校建物調査報告書」(添付資料 1)記載のとおり、本件小学校については耐震性や耐火性等の観点からも特に指摘されるべき問題点は見当たらず、むしろ今後は津波や地震、火災等の大規模な自然災害発生時において同小学校は住民の避難所として継続して利用することが期待出来るものであって、解体の必要性は必要がないどころか、かえって住民の損失となる。

すなわち、南房総市が定める「南房総市公共施設等総合管理計画(添付資料 3)」によると、今後学校施設の長寿化計画を実施することとし(添付資料 3・3 頁)、建物の改修や維持管理をするとともに、適切な点検や調査等により老朽化の状況を継続的に把握しながら長寿命化を図ることとされているのである(添付資料 3・8 頁)。このような南房総市の基本方針を前提とし、本件小学校の解体の必要性についてみるに、同市が実施する施設の簡易劣化度診断結果によれば、本件小学校の「健全度」は 7 2 と評価されていることが分かる(添付資料 3・2 4 頁)が、本件小学校よりも「健全度」が低い施設は解体されず、現状維持や他の施設に転用されるなど建物が有効的に利活用されている。例えば、本件小学校と同様に旧学校施設である旧丸山保育所の「健全度」は 5 1 と評価されているものの解体はされず建物の転用が検討されているし、「健全度」が 1 0 と評価されている丸山児童体育館に至っては現状維持との判断がなされている。

このように、本件小学校は倒壊等の危険が認められるものではないため、他の施設と同様に解体ではなく住民の避難所等として有効的に活用されることが十分期待できるものと言える。

なお、災害対策基本法(添付資料 2)によると、津波浸水区域に指定されている忽戸地区の緊急避難場所は現状指定されている本件小学校体育館ではなく、3 階建てである本件小学校校舎が指定されなければならない(法 4 6 条、同 4 6 条の 2、同 4 9 条の 4 及び同 4 9 条の 7)。

- (4) 以上のとおり、本件小学校を解体する必要はなく、今後も継続して住民の用に供する施設として維持していくべきである。

折しも令和 6 年 1 月 1 日に能登半島地震が発生し、現地の悲惨な状況を目の当たりにすると、改めて防災について再考する必要性を痛感させられる。千葉県に

においても昨今地震が頻発しており、いつ地震が発生してもおかしくない状況にある。忽戸地区の住民にとって、有事の際の避難所として本件小学校を維持しておくこと、また本件小学校の解体工事費を他の防災対策費用に充てることはどれほどプラスになるか、南房総市長には是非ともお考えいただき、本件小学校の解体を中止していただきたく、本監査請求に及んだ次第である。

2 事実証明書 省略

添付資料1 (南房総市(旧)忽戸小学校建物調査報告書)

添付資料2 (災害対策基本法)

添付資料3 (南房総市公共施設等総合管理計画)

第2 決定の理由

1 住民監査請求に関する法令

法第242条第1項に規定する住民監査請求においては、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

2 監査請求の要件審査及び判断

住民監査請求について、事実証明書として「南房総市(旧)忽戸小学校建物調査報告書」、「災害対策基本法」及び「南房総市公共施設等総合管理計画」を挙げ、本件小学校を解体する必要性はなく、住民避難所等として住民の施設として維持していくべきで、解体工事費を他の防災対策費用に充てることがプラスになるとしており、これをもって、請求人は旧忽戸小学校の解体工事費の支出が「不当な財政上の支出」に当たるとしているが、財務会計上の行為が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示しているものとは認められない。

請求人が主張しているのは、市の「政策的な判断・決定行為」に対する反対意見であり、監査委員として適否を判断すべき立場にない。住民監査請求の対象は、あくまでも財務会計行為等（財務会計法規上の違法性・不当性）に限られ、それ以外の「政策的な判断・決定行為」のような一般行政上の行為は住民監査請求の対象ではない。

今回の旧忽戸小学校の解体工事については、市の「政策的な判断・決定行為」に基づき法149条第2号の規定により市長が旧忽戸小学校の解体工事の予算を調製し、令和5年第4回南房総市定例会に令和5年度一般会計補正予算（第8号）として議会に提案したものであり、この提案を受け、議会は法96条第1項第2号により議決したものである。

議会の議決は市民の代表で構成される議会によりされたもので「民意」を反映した結果であり、予算が適正かつ正当であると決定されたものと解せられる。

したがって、請求人の主張は、住民監査請求の対象となる法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断する。